

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言
【仮訳/Tentative translation】
2018年4月20日 東京

ワーキング・パーティ 3
デジタル・イノベーション&モビリティ

ワーキング・パーティ・リーダー:

Fives グループ
取締役会議議長
フレデリック・サンチェス

富士通株式会社
執行役員副会長
佐々木 伸彦

略称・略語一覧表

略語	意味
AI	Artificial Intelligence
AIOTI	Alliance for IoT Innovation
API	Application Programming Interface
BASA	Bilateral Aviation Safety Agreement
BRT	EU-Japan Business Round Table
CARATS	Collaborative Action for Renovation of Air Transport Systems
DEI	Digitising Europe Industry
DSM	Digital Single Market
EASA	European Aviation Safety Agency
ENISA	European Union Agency for Network and Information Security
EPA	Economic Partnership Agreement
ePR	ePrivacy Regulations
EU	European Union
FTA	Free Trade Agreement
HPC	High Performance Computing
IoT	Internet of Things
ITA	Information Technology Agreement
ITAC	the IoT Acceleration Consortium
FLM	Forced Localization Measures
GDPR	General Data Protection Rules
GPS	Global Positioning System
JCAB	Japan Civil Aviation Bureau
METI	Ministry of Economy, Trade and Industry
MEXT	Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology
MOU	Memorandum of Understanding
M2M	Machine to Machine
NIS	Network Information Security
SESAR	Single European Sky ATM Research
SME	Small and Medium-sized Enterprise
R&D	Research and Development
WP	Working Party

はじめに

デジタル部門

IoT、ビッグデータ、AI、ロボット、ブロックチェーン等のデジタル技術はビジネス及び社会を変革している。これらのデジタル技術は **SDGs** の達成に貢献することが期待されている。日本と **EU** はデジタルに関する課題をそれぞれの成長戦略の柱に位置づけ、デジタル化を促進させる為に適切な規則の見直しや実施を行なっている。欧州におけるインダストリー4.0 や日本の **Society5.0** などの新しいイニシアティブでは、新しい社会における製造のやり方や新しい経済価値を創造する方法を考え直している。このことは雇用市場に対して強い作用を及ぼし、社会政策や市民社会に対して大きな影響を与える。そのため政府からの優れた政治イニシアティブによって支援されなければならない。

日 **EU** 双方において、大きな進展がなされている。しかし、デジタル技術の力を享受するために、両当局はさまざまな国際会合においてより一層協力することが求められている。**BRT** は全てのデジタル関係の政策はグローバルリーゼーションと包摂的な成長を考慮に入れるべきと考えている。幅広い分野からの政策議論への参加は、デジタル変革の社会受容性を加速させる。

デジタル技術が社会・雇用・経済に与える影響について共通の認識を持つと共に、日 **EU** が共同して取り組むことが可能な分野を特定し、具体的なプロジェクトへと繋げていくよう努めるべきである。

また日 **EU** は、グローバルなデジタル社会の発展に関する議論をリードすべきである。このことにはデジタル技術による社会変革の可能性を最大に引き出すために、さまざまな国際会合で共通原則に基づいて協調活動を取ることに伴う世界のデジタル貿易ルールづくりも含まれる。日本と **EU** はマルチステークホルダーアプローチがグローバルなデジタル経済の実現に向けて非常に有効であるという同じ原則を共有している。前回のイタリア・タオルミーナにおける **G7** サミットでの「イノベーション、技能及び労働に関する **G7** 人間中心の行動計画」によって示された方向性に基づき、日 **EU** は、特に労働市場からの需要とのギャップを埋め、途上国を巻き込んで十分なスキルを持つ人材育成への具体的な行動と投資に取り組むべきである。

BRT はまた、欧州委員会による欧州の産業デジタル化と日本の **Connected Industries** の取り組みを歓迎する。欧州委員会と日本政府は主要な協力プロジェクトを作り出すことが奨励されている。

またまだ初期の段階であるが、ブロックチェーンとその派生技術は大きな破壊を作り出す可能性がある。規制当局者は技術開発動向をフォローし、技術の中立性の原則を考慮に入れて、規制と産業界の自主規制の適切なバランスを見つけ出し、既にある主要な課題を踏まえて規則を明らかにすることが重要である。

イノベーションの役割

日 EU は高齢化、気候変動等、同様の社会的課題に直面している。これらの難しいグローバルな課題に対処するために、政府はより良い R&D ビジネス環境の形成を通じて、民間部門のイノベーション能力を利用すべきである。IoT 等のデジタル技術が他の部門に貢献する重要な役割を鑑み、BRT は両当局に対して、革新的なソリューションや製品を開発・普及させるために、あらゆる必要な政策ツールを用いることを要望する。

Horizon2020 等のファンディング・プログラムや日本の研究・イノベーションに対する国際協力のプログラムは日 EU 間のオープン・コラボレーションに向けた努力を増やすべきである。イノベーションや協調に対して資金提供をするファンディング・プログラムはきわめて重要である。中小企業と大企業の参加を支援することは、研究開発公共プログラムの成果の採用を成功させ、経済成長と雇用創出に転換させるために不可欠なものである。研究開発の成果を市場に導入することを支援する新しい仕組みの開発に対してより一層焦点を当てるべきである。

産学官の参加による両地域間の R&D 協力とパイロットプロジェクトを促進させることは、両地域さらに世界の他の地域に展開し得る革新的な製品やサービスを作り出すことに貢献する。また日 EU の規制協力は新しいサービスと製品の展開を加速化させる。BRT は、欧州委員会と日本政府に対して Horizon2020 での 2018 年～2020 年の新規ワークプログラムや次のフレームワークプログラムにおいて、日 EU 共同公募に引き続き投資をすることを奨励する。

BRT はまたヘルスケア、ロボット、IoT、HPC 等の共通の関心分野でのより良い協力を可能にする為に研究者、博士号取得者、学生の日 EU 交換プログラムを提案する。日 EU の規制協力は、新規サービスと新製品の導入を促すものである。

航空

欧州の航空産業は、世界市場で主要なサプライヤーとしての立場を担っており、また日本はその多くの先端技術により後をすぐに追っていくかもしれない。双方はしかし市場への積極的な新規参入者からの挑戦にさらされている。この点において、技術的優位性と競争力を維持する為に、共同で技術・プロジェクト開発を行うことは双方にとって必要なことである。

日 EU の産業協力はヘリコプターと航空エンジンの分野で既に存在している。しかし潜在的可能性ははるかに大きい。より多くの政府主導による協力と継続した両当局による支援は、欧州の環境、社会、安全に関する要求を満たしながら、日欧航空産業界の関係の発展を実現させるために必要なものである。

宇宙

日欧の宇宙産業は、双方とも宇宙製品の主要なサプライヤーと位置づけられているが、同産業のグローバル市場規模は小さく、成長の見通しは限られている。政府予算が継続して少なく、競争が激化する状況においては、協調および相互に開かれた市場は、日 EU の宇宙事業における目標達成とグローバル市場で双方の潜在的可能性を実現する為に必要である。我々は日 EU 宇宙政策対話の立ち上げと最初の 2 回

の対話に対して大変満足している。これらの会合は実りあるもので、宇宙に関するEUの法的枠組みと整合の取れた2つの法を成立させることを可能にした。我々はまた衛星打ち上げサービス事業者の認定に関する日本における協議の結果は公平であり、満足している。

日本・EU 両産業界からの提言

WP-3 / # 01* / EJ to EJ グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力

保護主義の感情と貿易を取り巻く漠然とした不信感が高まりつつある中で、日本とEUは貿易関係の改善は経済と社会にとって相互の利益をもたらす大きな価値があることを示すことが求められている。日本とEUはサイバー空間における自由で、開かれた、公正な貿易にコミットし、公正な市場アクセスを確保すべきである。

BRTは、いくつかの国々が強制的に現地化を求める政策（FLM）を実施していることに対して懸念を持っている。十分な越境データフローを実現するビジネス環境を維持することは、全ての部門の大企業、小規模事業者双方、またサービスを消費する市民にとって必須なものである。またBRTは自由なデータの流通と義務的なデータローカリゼーション要求に対する制限の原則は、デジタル経済の基盤の一つと考えている。

このような状況において、ソースコード開示要求の制限と電子商取引における規制協力の条項を含んだ日EU EPAが締結されたことを高く評価する。

BRTはEPA発効の3年以内に予定されている次回の見直しにおいて、自由なデータ流通の文言が合意されることを期待している。

BRTは両当局に対して、G7、G20、OECD、WTO等のさまざまな国際会合において協調したアプローチを取ることでグローバルなルール形成をリードすることを要望する。日本とEUはWTO第11回閣僚会合での共同声明に基づき、将来の電子商取引に関するルール作りに向けた取り組みを促進させるべきである。またBRTは強制現地化政策の禁止、インターネットへの自由なアクセス、市場アクセスの向上、民間部門により保有されている個人データや企業秘密等の情報に対する政府による任意のアクセスの禁止などのデジタル保護主義を制限する規定を双方が取り組むEPA/FTA交渉に盛り込み、共同で規制撤廃を働きかけることを要望する。

BRTは情報技術協定と拡大情報技術協定への参加加盟国を増やす努力を歓迎する。またBRTは情報技術協定と拡大情報技術協定に基づくWTOの拘束的合意に対する第三国の違反に対して協力して対応することを両政府に求める。

< 直近の進捗評価 >

2017年12月7日に両当局は電子商取引章を含む日EU EPAに合意した。

2017年12月にアルゼンチン・ブエノス・アイレス市で開催された第11回WTO閣僚会議において、日本はオーストラリア、シンガポールと共に電子商取引に関する会合の議長を務めた。EUを含む全体で71のWTOメンバーが電子商取引の将来の交渉について協力することで合意した。

2017年5月27日のG7イタリア・タオルミーナサミットにおいて保護主義的な対応の防止に対して重要な進展があった。このハイレベル会合において、デジタル貿易のマイナスな影響を防ぐ包括的であるが、重要な宣言が決定された。

< 背景 >

デジタル経済により、今日のビジネス環境は並外れたスピードで進化している。情報、物品、サービスは今まで以上にグローバルなものとなっている。貿易環境において、デジタル貿易、例えば越境データ流通や電子商取引は世界で飛躍的に成長している。デジタル貿易はデジタル技術部門だけにより良い影響を与えるだけでなく、バリューチェーン全体、あらゆる産業、消費者や従業員を含む主体に対してプラスの波及効果がある。デジタル貿易は、新技術、プロセス、ビジネスモデルやサービスによって、物品、サービスの質や生産性の水準に対してプラスの効果がある。従ってこのことは、デジタル貿易は新しい成長と繁栄をヨーロッパと日本にもたらす大きな可能性があることを意味している。しかしイノベーションの加速、雇用創出、経済成長というデジタル貿易の真の可能性は実現していない。実際に障壁は存在しており、保護主義的な傾向や政策は強まっている。

いくつかの国々がデジタル保護主義的な政策を導入しようとしている。デジタル技術の恩恵を世界中に広げるためには、産業界が革新的なソリューションを各国固有の特別な要求を満たす不必要な負担をなくして提供できるように、ルールを新しいものとし、かつ調和を取ることが必要不可欠である。

WP-3 / # 02* / EJ to EJ デジタル経済に向けたプライバシー保護とイノベーション

BRT は日 EU 間の個人データの移転の仕組みの構築は、日 EU EPA を補完し日 EU 間の経済関係を強化するものと信じている。

BRT は建設的な議論が両当局によって行われていることを高く評価し、今年の可能な限り早期に両当局で合意することを期待している。

BRT は近代的で、柔軟な規則は成長、雇用、イノベーションの触媒となると信じている為、日 EU 両政府に対して日本と EU 双方にとって信頼性があり、調和の取れた、将来性のあるデータ保護環境を規則の運用によって作り出すことを要望する。

一般データ保護規則の運用

BRT は、GDPR 実施のガイドラインの準備に際してパブリックコンサルテーションを通じてあらゆる関係者の貢献を可能にする第 29 条作業部会の活動とアプローチを歓迎している。

GDPR は EU 加盟国間において、調和の取れた形式で実施されることが極めて重要である。このことは、国境をまたがるビジネス機会を利用するために重要である。この点で、BRT は 2018 年 5 月の全面施行前の最後の数ヶ月において GDPR の条項

の解釈の差を最小限にし、規則の運用の調和を最大限に保証し、EU加盟国において異なる市場事情の発生を避け、29条作業部会のガイドラインを他の活動で補完するために市民、ステークホルダー及び企業と迅速にコミュニケーションを取り、データ保護機関の業務と調和を取ることで、欧州委員会と29条作業部会が各国のデータ保護機関と協力することを推奨する。

個人情報の越境移転を加速させるルール作り

BRTは2017年12月14日に公表された日EU間の自由な個人データの移転を可能にする最適な解決策を迫及する強い政治的コミットメントを確認した日EUの共同声明を高く評価する。

BRTはまた英国のEU離脱の交渉において、EUと英国間の円滑なデータ移転を妨げないことへの考慮を期待している。

更に、両当局は第三国や国際機関とより一層協力することで、世界の個人情報保護制度の整合化や相互運用性の確保、デジタル保護主義との闘いに向けた対話を強化すべきである。

eプライバシー規則

eプライバシー規則に関しては、一般データ保護規則との重複がないこと及び企業に対して不当な制限が課されないことが重要である。

個人生活を尊重することが、eプライバシー規則の中核であるが、この権利は欧州司法裁判所によって強調された欧州連合の基本権憲章の他の権利や国際的な人権法と効果的にバランスを取らなければならない。

幅広くマシン間の通信をeプライバシー規則の範囲に含めることにより、M2M通信機能が組みこまれた様々な製品やサービス、例えば自動化されたサプライチェーン、機械のリモートコントロールやオペレーション等が、この法律の対象となる可能性がある。このことはeプライバシー規則の意図や目的と一致していないと思われる。我々は、マシン間の通信を対象に含めること、そして現在書かれている規定を採用することは、実用的に機能しない状況を作り出し、インダストリー4.0の標準的なプロセスや発展を不可能なものにする危険があるとみている。我々はM2Mプラットフォームを含む製品やサービスは、eプライバシー規則の対象に含まれないことの明確化を提案する。

M2M通信がePR提案の範疇に含まれている。原則として、データの送信のみがePRにおいて扱われるべきである。しかし原案の文言は分かりにくいものとなっている。M2M通信に関する条項を幅広く解釈することが出来ることは、データの送信だけでなく、アプリケーション・サービスレイヤーも対象になる。

付属的サービス：欧州議会の報告書は、付属的サービスを除くことで正しい方向に進み始めている。BRTはこのことを支持する。欧州電気通信コードとの不整合を避けるために対象は通信サービスのみ限定されるべきである。

法人：ePR 提案は自然人と法人双方に適用される。（GDPR とは異なる）このことは複数の理由で問題がある。M2M 通信は人の介在が限定的または全く介在がなく行なわれ、また通信には個人データが含まれない。この場合、どのような秘密を保護するのかという疑問が提起される。エンドユーザーが法人の場合、M2M サービスの条項で同意を取得するかを理解することは難しいであろう。

ターミナル機器：ePR では一定の条件が満たされない限り、ターミナル機器において情報を収集し、保管することを禁じている。処理は多くの正当な目的のために行なわれ、例えば分析等、デバイスに関する情報が必要になる為、この事は問題である。提案された文言は、ターミナル機器から発信される情報に対する制限を生みだす、またターミナル機器に関する定義は不明瞭であり、幅広く意図しない対象が含まれる可能性がある。

BRT は全てのターミナル機器のデータが個人的なものではなく、センシティブではないことを強調したい。そして、欧州理事会に対して、幅広い解釈を避ける為に ePR 報告書におけるターミナル機器の定義を明らかにすることを働きかけたい。

< 直近の進捗評価 >

本提言に関して、良い進展があった。

一般データ保護規則の実施

一般データ保護規則は2018年5月25日に施行される。複数のガイドラインが第29条作業部会によって既に公表されている。

2018年1月24日に欧州委員会は、一般データ保護規則の直接適用に関する通達を発行した。

2017年12月14日に日本の個人情報保護委員会の熊澤委員と欧州委員会のヨウロバ委員は日EU間の個人データの移転に関する会合を開催し、共同声明を発行した。

2017年5月26日のイタリア・タオルミーナでの日EU首脳会談において、両首脳は自由なデータ流通が日EU経済関係にとって重要であり、個人情報を適切に保護しつつ、相互の円滑なデータ保護メカニズム構築に向けて対話を継続することを合意した。

e プライバシー規則

2017年1月に欧州委員会は既存の ePrivacy 指令(Directive 2002/58/EC)を置き換えるプライバシーと電気通信に関する規則(ePR)を提案した。提案された規則はデジタル経済によってもたらされたEUにおけるプライバシーとデータ保護規則に関する課題の改革に続くものである。ePR案はEUの立法手続きに基づき現在作業が進められているが、最終的な採択の時期は不明である。

欧州議会は2017年10月に議会のポジションを承認している。

< 背景 >

従来の個人情報保護法は、インターネットやクラウドコンピューティングといった技術的進歩の以前に採択されたものであった。それ以降、市民はプライバシー保護への懸念を高め、国ごとに異なる制度がコンプライアンスコストの増加をもたらした。これらの違いは効率的なグローバルなオペレーションやデータ活用によるイノベーションの障害となっていた。そのため規則の見直しが必要とされていた。

WP-3 / # 03* / EJ to EJ AI 技術の社会展開

BRT は経済成長の可能性とデジタル変革の実現を踏まえ、AI 技術によって生じる破壊によるリスクをどのように管理するかに関する市民、テクノロジー企業、社会代表、政府による率直で冷静な議論が必要であると信じている。

BRT は両当局に対して、産業、市民社会、政府等のステークホルダーを招いて、AI を活用した未来における機会と課題に関するオープンで、エビデンスに基づく議論を行うことを要望する。政府と産業界の双方は、建設的で持続可能な全ての人に恩恵があるデジタル変革を革新させ、支持し、事前に予測することが難しいという破壊的技術の適用に対して、協力することが求められている。その為、我々は不確かな危害に基づき AI 技術に対してあらかじめ制限をかける政策に対して反対する。BRT は AI に基づくソリューションの可能性についてより良い理解と対話を目的としたイニシアティブを支持し、AI 技術を社会に効果的かつ積極的に確実に導入するために政府当局と議論を行うことについて前向きである。

BRT は、近々予定されている欧州委員会による AI に関する通達を歓迎し、また通達が EU レベルで投資と取り組みを合理化し、最初の戦略的な優先分野を提案することを期待している。これらの優先分野については明確な市場分析により支援され、継続的に更新される為に、産業界と議論を行うべきである。このことは、主要な投資により焦点を当て、正しい分野別アプリケーションを特定することを可能にする。また実のある対話を確立し、戦略的価値、政治的・投資の優先、標準との整合を取り、日本等の主要な国々との強固な国際協力により官民の協業が EU レベルで促進されるべきである。

< 直近の進捗報告 >

これは新しい提言である。

< 背景 >

今後数年で、AI におけるイノベーションはビジネスに革命をもたらし、グローバルな経済成長を促し、世界の人々に力を与える。これらの技術は、人の能力と生産性を増大させる可能性を持っている。

2017 年のトリノにおける G7 宣言では 4 つの主要な点を強調した。

1. AI に関連した経済的、倫理的、文化的、規制的及び法的な課題が、政策立案者、産業界及び市民社会によって十分に研究及び理解されていることを理解する。

2. 特に、経済成長、雇用創出、生産性、イノベーション、説明責任、透明性、プライバシー、サイバーセキュリティ及び安全性についてのマルチステークホルダーによる議論を留意。
3. AIによってもたらされる技術的及び社会的な懸念を含む、政策及び規制的課題へのマルチステークホルダーアプローチを探求する。
4. どのようにしてAIの潜在性が社会全体で完全かつ公平に実現されるのか、またどのようにして現在及び将来の労働力がAIに基づく技術に対処するために必要なスキルを獲得するかについてより良い理解を有する。

日本の総務省は2017年7月に国際的議論に向けたAI R&Dガイドライン案を作成した。

日EUの協力は投資と優先分野だけでなく、規制協力の面でも特に重要である。EUにおいては、AI製品に関する規則の適用はステークホルダーとの対話で議論が行われ、欧州委員会によって明らかにされなければならない。

WP-3 / # 04 / EJ to EJ 社会のレジリエンスに向けたサイバーセキュリティ

セキュリティはサイバー空間において価値創造をする為の前提条件として必要なものである。繁栄したデジタル社会は信頼性があることによって可能になる。欧州産業のデジタル化や **Society 5.0** や **Connected Industries** といったイニシアティブによって達成されるデータ活用社会においては利便性が向上する。しかし適切な対策を取らないと脆弱性が増大する。その為、日EUは協力して新しいセキュリティ対応のメカニズムを構築することが求められている。

BRTは日EUが、サイバーセキュリティ対策の重要性に対する共通の認識を持ち、レジリエンスの向上に対する取り組みを行っていることを歓迎する。

またBRTは日EUがデータ利活用社会に向けてサイバーセキュリティに関するルール作りをリードすることを要望する。

サイバーセキュリティ能力を向上させるために、両当局はサイバーセキュリティ人材のスキル開発を強化し、サイバー攻撃のスピードや複雑性に対処する為に技術開発をすることが求められている。

高度な攻撃に対処するためには国際連携が有効である。BRTは官民合同のセミナー等の社会や企業の認識を高める啓発活動を積極的に実施することを要望する。またNIS指令に基づき、加盟国で任命されるナショナルコンタクトポイントと日本と間でのセキュリティインシデントに関する情報共有の仕組み構築がされるべきである。

クラウドコンピューティング事業者は、NIS指令の対象となった。詳細の規定についてはEU加盟国が特定する。NIS指令はサイバー攻撃のリスクを減少させる重要な

指令である。欧州委員会は加盟国間において NIS 指令の調和の取れた実施に向けて活動すべきである。

BRT は欧州委員会から提案された EU のサイバーセキュリティ機関である ENISA と ICT に関するサイバーセキュリティ認証から構成された新しいパッケージを歓迎する。

BRT は分断化によって特徴付けられる現在の EU における課題とサイバーセキュリティ法の提案により対処しようとする欧州委員会の努力を理解するが、欧州委員会に対して、EU のサイバーセキュリティ認証制度を可能にする自主的なサイバーセキュリティ認証枠組みの中に ICT 製品とサービスで何が実際対象となるか明らかにすることを求める。BRT はこのような認証制度が保護主義者の国家対策の新たなツールとして使われることを避ける為に、リスクベースのアプローチと産業界とステークホルダーによるより強い関与を支持する。

< 直近の進捗評価 >

本提言に対してより良い進展が見られた。

NIS 指令は 2016 年 8 月に施行された。

欧州委員会は 2017 年 9 月にサイバーセキュリティパッケージを提案した。

ENISA に関する規則提案は 3 つの主要な対策を見込んでいる。

- ・ サイバー攻撃に対する EU のレジリエンスの構築 (ENISA の改組、恒久的な地位、十分なリソース、よりデジタル化が進んだ社会におけるデジタル製品とサービスに対する信頼性強化に対する EU サイバーセキュリティ認証枠組み)
- ・ 効果的な EU のサイバー抑止力の構築 (悪質な行動の検知、法執行対応の強化)
- ・ サイバーセキュリティに関する国際協力の強化 (グローバルなサイバー安定性の促進により、サイバー空間におけるヨーロッパの戦略的な自治への貢献、EU によるサイバー対話の強化)

日本政府はサイバーセキュリティ基本法を 2016 年 4 月に改正した。

イタリア・タオルミーナでの G7 サミットにおいて、G7 首脳はサイバー攻撃に対処し、我々の重要インフラと我々の社会の福祉への影響を緩和する為、他のパートナーと共に協力することを合意した。

< 背景 >

IoT の普及により、実空間とサイバー空間の融合が加速している。サイバー空間を取り巻くリスクは複雑性を増している。

重要インフラは国民生活や経済活動を支えている。サイバー攻撃によりこの運用が妨げられることは、社会にとって極めて深刻な脅威である。このことはサイバー脅威からの重要インフラ保護は、ビジネス活動と安定的な市民社会の維持の為に、必要不可欠であることを意味している。

サイバー攻撃を行う主体がグローバルに活動していること、攻撃が高度になっていくことを踏まえて、これらの深刻な問題に対処する為には、官民による継続的かつ緊密な国際協力が求められている。

WP-3 / # 05* / EJ to EJ デジタル経済に向けた協力

欧州産業のデジタル化における協力の枠組みは、デジタルイノベーションハブにおいて示されているように、アイデアの交換を可能にするように広げられなければならない。ボトムアップによるイノベーションは、複数のステークホルダーが各々の強みを活かす為に重要である。グローバルバリューチェーンにおける **SME** の重要性を鑑み、両当局は **SME** のデジタル化とデジタル経済への参加を促進させることが求められている。

欧州産業のデジタル化の中心的なゴールは、新しい技術が統合され、欧州経済に広がっていくことである。成功の為に必要な条件はさまざまな関係者の間において協業が行われることにかかっている。

欧州委員会の 2017 年デジタル・トランスフォーメーション・スコアボードに留意し、我々は欧州産業のデジタル化イニシアティブに関して、サイバーセキュリティをその中心的なものとして確実に位置づけなければならない。我々は企業と欧州の市民の双方に安全な環境をつくりださなければならない。

BRT は欧州産業のデジタル化によって特定された優先行動、電子政府行動計画、クラウドイニシアティブを支持する。このことは欧州においてビジネスを行なうことを容易にし、起業家精神に拍車をかける。**BRT** はイノベーションとデジタルソリューションに対する新しい投資の推進力として、パブリックプライベートパートナーシップとデジタルイノベーションハブに対し焦点を当てている考えを共有する。

欧州委員会と日本政府は欧州産業のデジタル化と **Connected Industries** の下で、主要な協業プロジェクトを作り出すことが奨励されている。

最後に、欧州産業のデジタル化と **Connected Industries** の取り組みに関する全ての政策は、イノベーションとそのボトムアップの性質に制限をかけるべきではない。

< 背景 >

2016 年 4 月の欧州産業のデジタル化イニシアティブはデジタル単一市場の達成に向けた具体的な取り組みを提供しようとしている。様々なイニシアティブの中で主なものが欧州クラウドイニシアティブ、インダストリー4.0 とデジタルイノベーションハブである。

欧州委員会は 2017 年 5 月 10 日にデジタル単一市場戦略の中間レビューを発表し、欧州のデータ経済の可能性を最大限に発展させることを主要な課題の一つとして特定した。

2017年3月に経済産業省は、日本の将来の将来の新しいビジョンとして **Connected Industries** を公表した。

2017年10月に経済産業省は **Connected Industries** の5つの戦略分野. 1)自動走行・モビリティサービス.2)ものづくり・ロボティクス、3)プラント・インフラ保安、4)スマートライフ.5)バイオ・素材を特定した。

2017年3月20日の両当局による、共同声明はデータの重要性を確認し、継続して意見交換を行なうことを確認した。

2017年3月20日にIoT推進コンソーシアムと、欧州のIoTイノベーション・アライアンス (AIOITI) はIoTの協力に関する覚書を締結した。両当局は2017年3月20日の共同声明において本覚書を歓迎している。

WP-3 / # 06* / EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発

BRTは欧州におけるデジタルスキルの不足に対して加盟国、企業、ソーシャルパートナー、非営利法人、教育機関を結集し、対処する **Digital Skills and Jobs Coalition Initiative** を歓迎する。

この点で、BRTは、欧州委員会と日本政府が革新的な方法で新しい職に対する新しいスキルを作り出すことを保証し、デジタル革命に関連するチャレンジに若い世代が備えるために共通の行動を取ることを奨励する。

ロボットやAI等の、新しい技術はより良い職と経済成長を作り出す新しい機会として理解されるべきである。全ての世代が新しい労働市場に継続して対応できるように、全ての関係者（大学、デジタル部門、政府、公共機関、組合、企業、中小企業団体）が協力して、新しい職に対する調和の取れた需給のマッチングを確保する解決策を見つけ出し、このことで変化やイノベーションに対する抵抗を防ぐべきである。新しい職に対する適切な技能を創出するための支援や新しい方法を見つける共同イニシアティブや越境協力は強化されるべきである。差別がなく、すべての人々に対する男女共同参画の平等な機会は可能な限り確保されるべきである。このことはSDGsの観点からも重要である。

< 直近の進捗評価 >

2018年3月27日、28日にカナダ・モントリオール市において、G7イノベーション・雇用大臣会合が開催され、「未来の仕事に備える」をテーマとして議論が行われた。

< 背景 >

IoT、ビッグデータ、AI、ロボットに代表されるデジタル技術は、ビジネスと社会を変革している。今ある職の一部は、AIやロボットに置き換えられると予想されている。両当局は、職場環境における急激な変化に対するこれらの懸念に対処する必要がある。行動を起こさないことにより、社会において格差が広がる可能性がある。

WP-3 / # 07 / EJ to EJ デジタル社会のための接続性の向上 (5G)

BRTは日EUが5Gの商用サービスに向けた進展に関する情報、例えば実証計画やその結果の共有を強化すべきと要望する。

日本とEUは、これらのイニシアティブに関する協力や5Gに関するイベントの促進を強化すべきである。

< 背景 >

通信事業者は、ユーザーエクスペリエンスの向上、ネットワーク・パフォーマンスや特にエネルギー効率に対するオペレーションの向上を標準化された機器を用いて達成する為に5Gネットワークの展開準備に積極的に取り組んでいる。このことは新規サービスの実現（新規IoTサービス、産業向けサービス、ウルトラローコストネットワーク）や将来の5Gのリリースに対する前方互換性の確保等を可能にする。高速ネットワークが普及し、利用可能であることは、革新的なサービスの社会展開に拍車を掛ける。

WP-3 / # 08 / EJ to EJ ブロックチェーン技術の可能性

ブロックチェーンによってもたらされるイノベーションは個人及び社会にとって恩恵がある。その為、政府に対しブロックチェーンを用いたビジネスを可能にし、消費者がブロックチェーンに関する情勢に参画することを求める。現在、最大の課題はブロックチェーンを用いたビジネスモデルに対する法的な不明瞭性である。ブロックチェーンはグローバルに機能する独特の能力があります。この結果として国家間による緊密な協力が最も重要である。

< 直近の進捗評価 >

これは新しい提言である。

< 背景 >

ブロックチェーンは次に上げるコンセプトを可能にする特性を持つことから多くの市場を破壊する可能性を持っている:

- ユーザーの参加: ブロックチェーン技術は、ステークホルダーが相互に作用するやり方を変革する点で独特のものである。消費者はシステムにおいて、全く新しい役割が提供される。かつては消費者はサービスの受動的な受領者であったが、今や積極的な貢献者となるのが可能である。このことは、全く新しいビジネスモデルの機会を提供する。
- 不変性: ブロックチェーンに記述したものは、ブロックチェーンが稼働している限り、つまり利用する、またサポート業務を行なう限りつまり存在し続ける。技

術の設計により、ブロックチェーンに入力したものを全ての人に変更することを防げる。この特徴は、価値のあるもので、事実の証明の確立に関して多くの紛争や不合理な行動を防ぐことが出来る。このことは小さいが、データの信憑性に関して人々が疑問を持たずに、自動的に強制力のあるスマートな契約へと導く長期の到達への道のりである。

- ・ 技術の中立性の原則: 技術の中立性は、同じ規則の原則が、使われる技術に係らず適用されるべきであることを意味している。技術の中立性は電気通信に関する欧州の規制枠組みの主要な原則の一つとなっており、2002年に最初に導入された。この考えはGDPRにおいても示され、欧州委員会がブロックチェーン関連ビジネスを議論する際に何度も言及されている。しかし、ブロックチェーンの利点を最大限に活用するために、ブロックチェーン特有の事項、特に仲介事業者に対する要求は適当な場合は除かれ変更されるべきである。

ブロックチェーンは非常に新しい現象である。ブロックチェーンはまだどの方向に発展し、我々の未来を形作るか明らかになっていない。

WP-3 / # 09 / EJ to EJ 著作権補償制度・私的録音録画補償金制度の抜本的見直し (私的コピーに対する補償制度)

日 EUは私的複製補償制度の抜本的な見直しに関して、技術や合法的なデジタルコンテンツ流通の進化を考慮に入れ、協力を行うべきである。既存の徴収制度を新しいデバイスやクラウドサービス等に拡大することは、制度の根本的な改正の前には避けるべきである。

改正に向けた見直しは、包括的な方法で、新規の方法を考慮に入れるべきである。この中には新しいコンテンツ配信の実践、例えばライセンスに基づくクラウドによるコンテンツ・ストリーミングモデルと共に、私的コピーからの権利保持者とクリエイターへの補償を確保する利用可能な方法が含まれる。入手可能な合法のデジタルコンテンツが増加することで、EU及び日本において既存の著作権制度の見直しが必要になる。見直しの目的は、消費者にとって魅力的な価格で合法的なデジタルコンテンツを増やす狙いを持ち、ライセンスを受けたデジタルコンテンツに対するオープンで競争的な市場を促進することにある。そしてこのことは、イノベーションとデジタル・クリエイティブ市場の成長を促進する。そのゴールは消費者、権利保持者、サービス・機器プロバイダー等にとって透明性があり、公平な制度の確立を可能にすることでなければならない。

< 背景 >

現在、補償金はアナログ時代にさかのぼる補償金制度により支払われている。私的録音録画補償金制度は海賊版の問題に対処していない。新しく立ち上がり拡大するビジネスモデルは、現行の著作権補償制度により妨げられているかもしれない。さらに欧州全域の中でも制度は大きく異なっている。このことはモノとサービスの自由な移動に関する内部市場の原則とも矛盾している。

イノベーション全般

WP-3 / # 10 * / EJ to EJ デジタル社会に向けた一環した取り組み

革新的なソリューションや製品は社会実装が完了することで、豊かなデジタル社会の実現に貢献できる、その為、イノベーション創出から実装までの連続した包括的な取り組みが求められている。日 EU の規制協力は、両地域において新しいサービスや製品の導入によって社会のデジタル化を促進させる。

BRT は EU に対して Horizon2020 やその後継の FP9 において、強力な R&D プログラムを維持し、これらのプログラムが国際的なコミュニティに開かれ、国際標準化、特に先進的な製造、IoT、サイバーセキュリティに対する活動の支援を確保することを求める。

日本と EU は大企業と大学、スタートアップ企業間のオープンイノベーションに関するイニシアティブを強化すべきである。

日本と EU 及びその加盟国は、それぞれが支出した本分野に関する主要なイニシアティブに関する情報を共有すべきである。

日本と EU 及び EU 加盟国は協力を強化すべきである。

BRT は EU の Horizon2020 とその後継の Framework Programme 9 (FP9) と日本の第 5 期科学技術基本計画におけるイニシアティブが日 EU の戦略的な R&D 協力をさらに進展させることを期待している。

< 直近の進捗評価 >

2015 年 5 月に日 EU 政府間で、研究開発や標準化分野での協力に関する「次世代通信ネットワーク (5G) を巡る戦略的協力に関する共同宣言」が署名された。

2017 年 3 月 20 日に IoT 推進コンソーシアムと、欧州の IoT イノベーション・アライアンス (AIOITI) は IoT の協力に関する覚書を締結した。両当局は 2017 年 3 月 20 日の共同声明において本覚書を歓迎している。

2016 年 1 月後半に第 5 期科学技術基本計画が閣議決定された。本計画は今後 5 年間の日本の科学技術への取り組みの概要を示している。

< 背景 >

日 EU は高齢化、気候変動、資源の制約といった共通の社会的課題を抱えている。科学技術イノベーションは成長のエンジンである。日 EU の専門的知見に関する協力を強化することは、複雑な課題に対処する新しい製品・サービスを作り出す可能性を高める。

各々の R&D プログラムが調整され、両地域からの R&D プログラムへの相互参加が容易になれば、各国はより効果的に人的資源や財政資金を活用することができる。

スタートアップは新市場開発における最先端の取り組みを行っている。スタートアップの敏捷性は短納期で革新的なサービスを可能にしている。開発者は、大企業、IT サービス企業、デジタル機関、スタートアップで働くかに係らずAPIを使った開発サイクルの最適化に関心がある。このことによりアプリケーションやサービスの利用価値を作り出すことができる。オープンイノベーションの取り組みは、顧客に対してよりわかりやすく直感的に理解でき、利用とリアルタイムで顧客が必要な情報に対する反応に焦点を絞ったイノベーションを提供し、ネットワークの最適な要素を利用することで、新規ソリューション開発を迅速に行なうことを可能にする。これは変化の梃子であり、顧客利益の為のイノベーションを加速させるものである。スタートアップにより開発されたイノベーションはデジタル世界の変化を引き起こす。特に4つの分野、クラウドと接続されたモノ、拡張現実、ビッグデータ、迅速なデータの分析と加工において、企業と個人生活の関係を新しいものにする。イノベーションの協力プロジェクトはウィン・ウインの関係を形成すべきである。スタートアップとのオープンイノベーションや協業はスタートアップと大企業の双方にとってメリットがある。

航空

WP-3 / # 11 / EJ to EJ 航空分野における政府主導の協力

日 EU 両当局は、政府財源による刺激策により航空分野における産業協力の安定的かつ著しい改善を図る為に、相互の信頼、平等、相互利益の考えに基づいて、継続的な対話を確認すべきである。このことには環境問題における幅広い協力も含まれている。

< 直近の進捗評価 >

本提言に関していくつかの進展が見られた。

< 背景 >

欧州航空産業は長きにわたり、世界市場で主要なサプライヤーとしての位置付けを担っている。日本にも多くの先端技術があるが、日本も欧州も新規参入者からの挑戦にさらされてきている。日欧が技術的優位性と競争力を維持するには、また政府が厳しい予算にさらされている現状では、共に技術開発・プロジェクト進捗を行なうことが必要である。ヘリコプター・航空エンジン分野の協力は既に存在するが、はるかに大きな潜在性があるものと思われる。

民間旅客機分野での日 EU の協力は A380 プログラムに日系サプライヤーが 15 社参画しているが、2000 年代初頭から停滞している。エンジン・プログラムやカーボンファイバー素材の供給者として日本の参画はより良い状況にある。但し近年、他国の航空宇宙産業は劇的に進歩しており、価格競争力が主要な決定要因となっている。

欧州と日本は騒音から排出物に至る環境問題に関する研究プログラムにおいてほとんど別のものを支援している。航空機のあらゆる速度におけるエコ技術は日欧間で将来、重要で意味のある協力とビジネス機会を生み出す分野のひとつと我々は見なしている。

WP-3/ #12 / EJ to EJ 航空機の承認に関する協力

日本と欧州の航空当局間における相互協力の向上を図るべきである。特に、国土交通省航空局(JCAB)と欧州航空安全庁(EASA)との間で、型式証明および整備に関わる活動に適用される、航空安全に関する相互承認協定 (BASA) の締結を BRT は提唱する。

< 直近の進捗評価 >

日EU間の航空安全に関する相互承認協定に向けて著しい進展が見られた。

< 背景 >

各々の認定を相互に認め合う双務的合意が米国と日本の民間航空機関には存在する一方、欧州 (EASA) と日本 (JCAB) の間にはわずか一つのワーキングアレンジメントが存在するのみであり、現状の難しさを反映している。JCABが欧州航空機の型式証明を有効とする作業は、長いプロセスである。特に、ヘリコプターが EASA 認定済みの場合にもかかわらず、新しいオプションが出て来た場合は自動的に認可されるどころか、あらゆる技術書類への審査が必要となるのが実情である。このことはしばしば、日本への製品のデリバリーを遅らす原因となっており、厳しい納期要求から、公共入札において公正な競争から欧州の製造業者を排除する可能性がある。日本は Rotorcraft Flight Manual の翻訳を要求し、現地当局の承認を求めるところで世界で唯一の国であることは、ヘリコプター輸入への更なる障壁である。

WP-3/ #13/ EJ to EJ ヘリコプターのナビゲーション規則に関する協力

ヘリコプター向けの低高度 IFR ルートの開発及び衛星ベースのナビゲーション規則に関して、より高度且つより良い協力を日欧間で構築すること。

< 直近の進捗評価 >

本提言に対して進展が見られている。将来的な航空交通システムに関する欧州の単一欧州航空交通管理研究プログラム、「SESAR」と日本の航空交通システムの変革に向けた協調的行動「CARATS」委員会が、技術協力の面でフレームワークを策定した。

< 背景 >

米国、欧州、日本は十分なレベルの情報交換や標準化等を行わず、各々がそれぞれの規則や設備の構築を図っている。日欧の相似性は日欧各々の対米相似性を上回るものであり、足並みをそろえた活動が必要である。欧州製ヘリコプターの

多くが、低高度 IFR ルート、ポイント・イン・スペース進入、GPS による精密進入を可能にした地上ベース/衛星ベースのインフラとのインターフェースを有するハードウェアを装着しているにもかかわらず、標準や規則（ソフトウェア）の相互認証がなければその意味が失われてしまう。欧州航空安全機関と国土交通省航空局の二者間の合意が航空産業によって期待されている。

宇宙

WP-3/ #14 / EJ to EJ 宇宙活動の規制に関する協力

欧州と日本は勢いを失うことなく、宇宙活動の規制に関する緊密な協力を続けていくべきである。

< 直近の進捗評価 >

宇宙活動法が成立し、2018年11月に施行する。2017年11月には宇宙産業事業者の許可申請受付が始まった。地球観測活動の管理、及び、全球測位衛星システムに関わる日本の法的根拠を含むリモートセンシング法も成立した。

< 背景 >

日本と欧州の宇宙事業において健全な貿易と協力を実施するためには法規制に関する共通基盤が必要である。日本の新しい規則は2014年10月7日と2016年3月8日に開催された日EU宇宙政策対話におけるEUと全く同じ立場をとっており、我々はこれを支持する。宇宙活動法とリモートセンシング法はEU当局が要望したものと同様である。特に日本の当局と協力して認定された宇宙事業者の許可制度は公平であり、EUの法の骨子に添ったものである。

EU 産業界からの提言

航空

WP-3 / # 15 / E to EJ 羽田空港での A380 昼間運航に関して

訪日者にとって羽田空港は好ましい玄関口である。東京への交通量が絶え間なく増加する中、羽田空港では交通量増加に対応するため、A380 などの大型旅客機の運航を必要とする。

羽田空港で A380 が昼間運航されるうえで指摘されている主な問題は、後方乱流である。EASA は、羽田などの空港で A380 の運航を最大限にする方法 (EU-Recat) を立案した。この EU-Recat は、ヒースローやドバイなど他都市の混雑空港で円滑に導入されている。

< 直近の進捗評価 >

本提言には進展は見られない。しかし、近頃 747-8i (コード F 機) による羽田空港での昼間運航が承認されたことにより、A380 (同コード F 機) も同様に承認されることを期待する。現在複数の航空会社が A380 の羽田空港での運航を望んでいる。

< 背景 >

A380 などの大型旅客機は、発着枠の混雑を招くことなく空港の旅客数を増加させます。例えば、ロンドン・ヒースロー空港では、A380 を空港に導入した航空会社によって、便数を増やすことなく 2017 年に 200 万人以上の乗客の増加が図られ、旅客数は前年度比で 3% 増の 7,800 万人に達した。需要の拡大とともに羽田空港での便数の増加が見込まれるが、A380 を就航させキャパシティを拡大することで、2020 年には発着枠の増加が緩和されることになる。近年の訪日外客数は急激に増加傾向にあり、2010 年の 500 万人から 2017 年には 2,800 万人となった。そして日本政府は訪日外国人観光客数の目標人数を 2020 年に 4000 万人と上方修正した。東京都の空港、より具体的には羽田空港での交通量の増加にともない、新しい大型旅客機の運用が航空会社の重要な戦略要素となる。全日本空輸株式会社による 3 機の A380 発注は、変化への具体的な開始を示す。A380 は、現在羽田空港で運航されている旧型機よりはるかに静かで環境にやさしい。羽田発着便が今後都心上空を飛行する計画にともない、騒音値が低減された航空機を運用することが不可欠である。EASA は、日本経済のために JCAB が EU-Recat を実施するのを支援する準備がある。

宇宙

WP-3 / # 16 / E to EJ 次世代打上げ機の技術、産業における日欧の協力

国の基幹ロケットを取り巻く日本と欧州の環境は類似している。両者とも国の独立した宇宙へのアクセスを保証する責任を有するが、官需だけでは不十分であり、打上げ回数を維持するためには市場競争力を持つことが不可欠である。このような類似点と限られた政府予算を鑑み、日欧の当局は、次世代打上げ機である日本のH3及び欧州のアリアン6の開発における技術協力と産業協力を強化すべきである。

< 直近の進捗評価 >

現在、日本のJAXAと欧州加盟国の宇宙局（フランス国立宇宙センターCNES及びドイツ航空宇宙センターDLR）の間で再利用可能な第一段ロケットの縮尺実証機「カリスト」をベースにした共同研究が進んでいる。アリアン6によるHTV-Xの打上げバックアップもJAXAとアリアンスペースの間で検討されている。

< 背景 >

日本と欧州は共に再利用技術を使用せずに次世代打上げ機の開発を進めている。双方ともこのような諸状況を考慮し、実り多いパートナーシップを構築した再利用縮尺実証機「カリスト」での協力を引き続き、2025年から2030年を目処にH3とアリアン6改良のための再利用技術の開発に共同投資することが可能である。「カリスト」での協力に加え、広いスパン(短期、中期、長期)での大きな産業的戦略を共同で話し合い、相互の利益へとつなげていくべきである。

WP-3 / # 17 / E to J 衛星打上げの相互バックアップ

日欧当局は官需の打上げに双方の上げ機を使用した打上げの相互バックアップ協力度勢を実現すべきである。特に国際宇宙ステーションの未来型補給機HTV-Xは欧州のアリアン6ロケットの打上げバックアップサービスの恩恵を受けることができる。

< 直近の進捗評価 >

本提言には進展は見られない。日欧産業界でHTV-Xの打上げバックアップ体勢の実施に関する話し合いが行われている。

< 背景 >

欧州の打上げ機アリアン5と日本のH2Aは商業打上げの相互バックアップ協定を締結している。この協定は打上げ機の技術的トラブルによって生じる打上げの長期遅延のリスクを軽減する。文部科学省と欧州宇宙機関の間では長年にわたり官需ミッションの類似バックアップ協定に関する話し合いが続いているが結果を生み出すに至っていない。